

諮問番号：令和2年諮問第11号

答申番号：令和2年答申第11号

答申書

第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、○福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護変更申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）に関して、審査請求人が自らが支出した通院に要する経費に係る申請に対し、処分庁が消滅時効を主張することに納得ができないと主張して、本件処分の取消しを求める事案である。

第3 審査請求に至る経過等

審査請求に至る経過等については、次のとおりである。

- 1 平成20年3月3日、審査請求人は、○福祉事務所に対し法に基づく保護を申請し、○福祉事務所は、同日付で審査請求人世帯の保護を開始した。
- 2 平成20年3月12日、○福祉事務所は、審査請求人から「障害基礎年金裁定請求書の受付控え」及び「自立支援医療費支給認定申請書」の写しを受理し、同日、審査請求人の主治医から、審査請求人の病状及び就労の可否について聴取した。
- 3 平成20年3月26日、審査請求人は、○の現住居に転居した。
- 4 平成20年4月17日、処分庁は、審査請求人から「国民年金・厚生年金保険年金証書」及び「国民年金裁定通知書」の写しを受理し、審査請求人の障害基礎年金の障害の等級が2級であることを確認した。
- 5 平成20年6月4日、処分庁は、審査請求人から「自立支援医療受給者証（精神通院）」の写しを受理し、同年3月10日から自立支援医療が適用されていることを確認した。
- 6 平成24年3月29日、処分庁は、審査請求人から「精神障害者保健福祉手帳」（以下「障害者手帳」という。）の写しを受理し、審査請求人が同年1月27日付けで障害等級2級に認定されていることを確認した。
- 7 平成31年4月16日、処分庁は、審査請求人から平成20年の保護開始時に○福祉事務所がなぜ障害者手帳の申請を勧めなかったのか調べてほしい旨の申し出を受けたが、10年以上も前のことであり詳細がわからないであろうと伝え、調査は行わない旨を説明した。
- 8 令和元年9月17日、処分庁は、審査請求人から平成20年2月28日から平成24年1月

13日までの通院に要した交通費〇円及び文書料（通院回数証明）〇円の合計〇円の医療扶助等（以下「本件移送費等」という。）を求める生活保護変更申請等一式（以下「本件申請書」という。）を受理した。

- 9 令和元年9月27日、処分庁は、審査請求人に対して、却下する旨の処分方針を説明した。
- 10 令和元年10月10日、処分庁は本件処分を行い、同日、審査請求人に対して本件処分に係る決定通知書を送付した。
- 11 令和元年10月15日、審査請求人は、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を提起した。

第4 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、平成20年の保護開始時に〇福祉事務所が障害者手帳の制度の説明及びその申請・取得の勧奨を行わなかった理由を示す書類について調べることを求めるほか、障害者手帳の制度の説明及びその申請・取得の勧奨を行わなかったことは〇福祉事務所のミスであり、障害者手帳を所持しないために審査請求人が支出した本件移送費等に係る請求に対して、処分庁が時効消滅を主張することには納得ができないため本件処分の取消しを求めている。また、審査請求人は、既に支払った電話料金等についても、障害者手帳を所持していれば、安くなったとし、その差額分についての請求を反論書において主張している。

2 処分庁の主張

本件移送費の請求権は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第236条第1項又は民法（明治29年法律第89号）第174条第3項の規定により時効消滅が完成している。また、〇福祉事務所及び〇福祉事務所において、審査請求人が障害者手帳を確実に取得可能であると承知していた事実はなく、審査請求人に障害者手帳の申請・取得の勧奨をしなかったとしても過失があるとはいえず、障害者手帳の申請・取得の勧奨を怠ったことを直接立証するような書類はそもそも存在しない。以上のことから、本件処分は適法かつ適正に行われたものであるとして、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めている。

第5 法令の規定等について

- 1 法第4条第1項は「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定し、法第11条第1項は「保護の種類は、次のとおりとする。」と規定し、同項第4号で「医療扶助」を掲げている。法第15条は、「医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」と規定し、同条第6号において「移送」を掲げている。法第24条第1項は、「保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。」と規定し、同条第9項は、「第1項から第7項までの規定は、第7条に規定する者からの保

護の変更の申請について準用する。」と規定し、保護の開始及び変更は、要保護者からの申請に基づき実施されるという原則を定めている。

- 2 医療扶助の基準については、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）の別表第4に定めるところによることとされており、「移送費」については、同別表において「移送に必要な最小限度の額」とされている。
- 3 経常的最低生活費については、生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第7の1において、「要保護者の衣食等月々の経常的な最低生活需要のすべてを満たすための費用として認定するものであり、したがって、被保護者は、経常的最低生活費の範囲内において通常予測される生活需要はすべてまかなうべきものであること。」とされている。
- 4 金銭債権の消滅時効については、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成29年法律第45号）による改正前の地方自治法第236条第1項において、「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5年間これを行わないときは、時効により消滅する。普通公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。」と規定しているところ、法第76条の3に定める就労自立給付金又は進学準備給付金を除き、金銭給付についての時効に関する定めはないことから、保護費については地方自治法が適用される。

第6 審理員意見書及び諮問の要旨

1 審理員意見書の要旨

(1) 本件請求には、理由がないから、棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 通院のための交通費は、医療扶助における移送費にあたるから、審査請求人は移送に必要な最小限度の額の給付を法第24条の規定に基づいて請求することができる。もっとも移送費は、地方自治法第236条第1項に規定する「普通公共団体に対する権利で金銭の給付を目的とするもの」に該当することから、同項に定める5年の時効期間の経過により、当該給付を目的とする請求権は時効消滅する。

本件移送費等は、平成20年2月28日ないし平成24年1月13日のものであり、審査請求人が処分庁に対し、本件申請書を提出した令和元年9月17日において、審査請求人が本件移送費等の申請をすることができたときから既に5年が経過していることから、審査請求人の当該給付を目的とする請求権は時効消滅している。

イ 一般に、処分庁は関係する社会福祉制度の情報を有していることから、障害年金受給者に対する個々の相談援助活動の中で、障害年金受給者に関連する制度の紹介をすることが期待されるころではあるが、処分庁が審査請求人に対して、障害者手帳の申請・取得の勧奨をしなかったことをもって直ちに違法又は不当ということとはできない。

また、審査請求人は、障害者手帳の申請・取得の勧奨に関する記録についての調査を求めているが、障害者手帳の申請・取得の勧奨は処分庁が必ず行うべき職務の内容とは認められず、それゆえ勧奨に関する記載が処分庁の記録上に存在し

ないとしても不自然ではない。

ウ 審査請求人が反論書にて追加請求した携帯電話料金については、通常予測される生活需要として認定されている経常的最低生活費で賄うものであるため、審査請求人の主張は認められない。

2 審査庁による諮問の要旨

(1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきであると考えてるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1)の判断をしようとする理由

1の(2)に同じ。

第7 調査審議の経過

1 本件審査請求を取り扱う審査会の部会

第2部会

2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

令和2年9月30日 審査庁が審査会に諮問

令和2年10月20日 第1回調査審議（第2部会）

令和2年10月25日 審査請求人から審査会に主張書面等の提出

令和2年11月20日 第2回調査審議（第2部会）

令和2年11月25日 答申

第8 審査会の判断の理由

1 審査請求人は、障害者手帳の制度の説明及びその申請・取得の勧奨を行わなかったことは福祉事務所側の過失であり、本件移送費等に係る申請に対して、処分庁が時効消滅を主張することには納得ができないとし、本件処分の取消しを主張している。そこで、処分庁が本件処分を決定するに当たって、違法又は不当な点はなかったか検討する。

2 本件移送費等は、法第15条第6号の医療扶助における移送費に当たり、審査請求人は、移送に必要な最小限度の額の給付を法第24条の規定に基づいて請求することができる。しかし、移送費は、地方自治法第236条第1項に規定する「普通公共団体に対する権利で金銭の給付を目的とするもの」に該当することから、本件移送費等に係る請求権も同項に定める5年の時効期間の経過により、時効消滅する。

3 消滅時効の起算点は、地方自治法第236条第3項の規定により準用される民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）による改正前の民法第166条第1項の規定から「権利を行使することができる時」とされている。本件移送費等の請求権が発生したのは、平成20年2月28日から平成24年1月13日までの間であるが、審査請求人が処分庁に対し、本件申請書を提出したのは令和元年9月17日であり、審査請求人が権

利を行使することが可能となってから既に5年が経過している。このことから、審査請求人の本件移送費等を目的とする請求権は消滅時効が完成しているといえ、時効消滅の完成を理由として本件処分を行った処分庁の判断に何ら違法又は不当な点はない。

- 4 なお、障害者手帳の制度の説明及びその申請・取得の勧奨は、処分庁が行うべき職務の内容とは必ずしも認められず、処分庁が審査請求人に対して、障害者手帳の申請・取得の勧奨をしなかったことをもって直ちに違法又は不当ということはできない。
- 5 また、審査請求人が反論書及び令和2年2月18日付けの書面にて、携帯電話会社の障害者割引制度により安くなる旨の主張をする電話料金等については、通常予測される生活需要として経常的最低生活費で賄うべき支出というべきであり、この点について本件処分に係る審査請求の理由となるものではない。

6 結論

以上の理由から、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

京都府行政不服審査会第2部会

委員（部会長）	西村	幸三
委員	小谷	真理
委員	杉江	正徳